

令和4年5月10日

旅行事業者 各位

観光庁参事官（旅行振興）

持続可能な観光にかかる研修の受講等を希望する旅行事業者の募集について

下記のとおり、令和4年度「持続可能な観光推進モデル事業」内の取組として、持続可能な観光にかかる研修の受講等支援を希望する事業者を募集します。

記

1 事業実施背景及び事業内容

(1) 事業実施背景

我が国の旅行市場における国内宿泊旅行・日帰り旅行のシェアは全体の約8割となっており、依然として高い割合を占めているが、こうした国内旅行市場は、人口減少に伴い今後長期的に縮小傾向にあることが見込まれる。他方、インバウンドについては、現在コロナ禍により大きく落ち込んでいるが、外国人旅行者のコロナ後の訪日意向は強く、インバウンド市場は今後回復し、その後高い成長率での市場拡大が見込まれているところである。

したがって、長期的には縮小傾向が見込まれる国内旅行需要を埋める新たな旅行需要として、今後、インバウンド市場を更に開拓することが不可欠となる。しかしながら、我が国の旅行者における外国人旅行の取扱額は全体の5%とコロナ以前から著しく少ない状況であり、インバウンド市場の開拓は未だ十分ではない。

そのような中、海外ではサステナビリティ志向の高まりが顕著で、特に欧州の旅行者においては旅行先を選定する基準として持続可能観光の取組をしていることを要件とする者、旅行者においても BtoB 取引をする相手事業者が共通言語としての持続可能な観光の取組をしていることを要件とする事業者が目立つ。

また、地域側に視線を転ずると、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）への対応をはじめとする取組が広がりを見せているところ、国内には持続可能な観光に取り組む地域を適切に旅行商品化できる旅行者が不足している。

そのため、（海外と比べると低水準ではあるものの、）国内においてもサステナビリティ志向が高まりを見せている中、このままでは地域側による取組効果を最大限に反映させることができず、国際競争力においても立ち遅れ、旅行者としても機会損失が生じることが必至であることから、旅行者において持続可能な観光

への対応能力の向上が不可欠である。

(2) 事業内容

ア 持続可能な観光の取組において国際基準（共通言語）とされている GSTC 公認の研修受講支援

○ GSTC

グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会、
Global Sustainable Tourism Council の略

○ GSTC 公認の研修

GSTC の公認トレーナーにより実施される全3日間の対面研修であり、うち2日間は座学（持続可能な観光とは何か、といったことから持続可能な観光の国際指標（別添参照）各項目を一つずつ読み解くなど）、1日間はフィールドワークという構成。なお、全行程を通して受講した者には修了証が授与される。同修了証を対外的に示すことにより、持続可能な観光に取り組む社員がいる事業者であることのアピールも可能。

※ 支援対象：研修受講にかかる費用のみであり、研修を受講するための交通費、宿泊費、飲食費等は支援対象外（各自で手配すること）

イ アセスメントレポートの作成

事業者向けの国際指標である GSTC-I（別添参照）各項目について、上記アを受講した上でのアセスメントレポート（各社における自己評価書、観光庁指定の様式を採択事業者に追って通知）を作成。

同レポートについて、有識者によるチェック及びアドバイス（添削指導）を実施。

ウ 伴走支援

○ PDCA サイクル

上記イのアセスメントレポートの内容から、有識者の見解も考慮の上、10社程度を選出し、PDCA サイクルを回して自走していくための伴走支援を実施。

具体的には、GSTC-I 各項目に対する各社ごとの目標設定（項目数が多いため、無理に全項目に対して一度に目標を立てる必要はない。）、同目標の達成に向けた取組施策案の策定から実際の取組、効果検証までを適宜有識者による助言を得ながら実施。

最終的には、各社における実際の取組とその効果などについてのノウハウ集をとりまとめ、共有を図る。

○ 先進事例情報の共有

アの研修受講の全事業者に対して、適宜、事務局から持続可能な観光にかかる取組の先進事例等をメール配信。

※ 上記 10 社に選出されなかった事業者についても、本事業全体の同一グループとして事業者間で横の連携を図れるように努める。

2 事業実施期間

採択後から令和5年2月28日までの間

(1) 持続可能な観光にかかる研修

ア 西日本（公認トレーナー：高山 傑 氏）

令和4年6月8日（水）、9日（木）、10日（金）

イ 東日本（公認トレーナー：荒井 一洋 氏）

令和4年6月27日（月）、28日（火）、29日（水）

(2) 伴走支援

2 (1) ア及びイ終了後令和5年2月28日までの間

3 研修会場

(1) 西日本

京都市下京区西洞院通塩小下る キャンパスプラザ京都及び同近郊

(2) 東日本

東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル会議室及び同近郊

4 募集事業者数

計50社程度

(1) 西日本

25社（名）程度

(2) 東日本

25社（名）程度

5 応募資格

我が国における第一種、第二種、第三種及び地域限定のいずれかの旅行業者であること。

また、上記研修受講者は、採択事業者から1名ずつとなるが、必ず3日間通しての受講が可能であること（部分受講不可）。さらに、同名について早期の人事異動の予定がなく、中長期的に持続可能な観光にかかる取組を社内の中核的立場で担当できる者であること。

6 応募要領

別紙応募用紙に必要事項を記載の上、以下の宛先に

令和4年5月25日（水）（必着）

までに送付すること。

なお、応募者多数の場合は選考を行い、後日研修等についてのご連絡を行います。

宛先：観光庁参事官（旅行振興）付 担当

Mail hqt-ryokogyokenshu@gxb.mlit.go.jp

7 本件の問合せ先

観光庁参事官（旅行振興）付 大野

03-5253-8329

(別紙)

持続可能な観光にかかる研修の受講等応募用紙

当社は、以下の理由により、観光庁が募集する持続可能な観光にかかる研修の受講等支援を受けることを希望します。

事業者名	
旅行業登録番号	(1種、2種、3種、地域限定)
代表者名	
研修受講予定者	勤務地： 役職： 氏名：
希望会場	6/8～10 西日本 / 6/27～29 東日本
窓口連絡先	住所： 電話： 担当者名： Mail：
研修受講等を希望する理由	
その他	